

## 「リース取引に関する会計基準（案）」及び、「同適用指針（案）」に関するコメント

平成 19 年 1 月 25 日  
あずさ監査法人  
リース取引検討プロジェクト

平成 18 年 12 月 27 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用新（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇、轡田留美子、九鬼 聡、松尾 拓也、藤本 さおり

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部 斎藤 昇又は、轡田留美子までお願いします。

### 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の耐用年数について（基準 12 項）

リース資産の耐用年数については、「リース期間を耐用年数とする」とされている。しかし、経済的耐用年数がリース期間に比して短い場合、購入かリースかにより、同一用途に供されているに係わらず、両者で発生するコストが異なる事態が生ずる。このように、リース期間が購入資産の減価償却に適用する経済的耐用年数より長い場合も実務上は考えられるため、そのような場合、リース期間をそのまま耐用年数とするのではなく、経済実態にあった耐用年数を使用するなどといった余地を残してはどうか。

### 2. 借り手側のリース資産の表示について（基準 16 項、38 項）

リース資産の表示については、一括表示を原則として、科目別表示も認めるという形に案っているが、以下のような在外子会社等の状況も考慮し、どちらかを原則表示とするのではなく、両者並列的な取扱いとしてはどうか。

在外子会社等において、既に各科目に含めて表示しているケースでは一括表示に組み替える必要が生ずる。

このため、一括表示を原則とする場合、在外子会社等が多い場合等は逆に一括表示に組み替える方が実務上の過重負担を招くケースが生ずると思われる。（38 項で言う、実務上の過重負担の回避が意味を成さなくなってしまう）

### 3. 中間・年度の首尾一貫性の注記について（基準 24、43 項）

早期適用した場合の中間・年度の首尾一貫性の注記の取扱いについて、年度の取扱いについてのみ記載されているが、実務のことを考え、翌中間期における取扱いについても言及したほうがよいのではないか。

#### 4. リース投資資産の評価について（基準 35 項、適用指針 94 項）

所有権移転外ファイナンス・リース取引から生じるリース投資資産については、現状その評価方法の考え方が記載されていないと思われる。

資産の評価に関する基準としては、「金融商品に係る会計基準」「固定資産の減損に係る会計基準」「棚卸資産の評価に関する会計基準」等が存在するが、基準 35 項等において、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、複合的な性格を有する旨の記載が行われているため、どれも直接的には対応していないように思われる。

リース投資資産の評価（引当金の計上を含む）に対する考え方を、リース取引に関する会計基準の中で明示してはどうか。

#### 5. 不動産に係るリース取引に関して（適用指針 18 項）

不動産に係るリース取引については、新たに加わった概念であり、実務上の混乱を避けるため、下記に挙げるような不動産特有の要件などの取扱いをどう考慮すべきか、結論の背景等で追加解説願いたい。

<例>

- ・ ○年毎に交渉して賃料の見直しが行われることが、契約上織り込まれているような場合に、ファイナンス・リースの判定上どのように当該契約条項を考慮すればよいのか。
- ・ リース料の設定に影響を与える可能性があると思われる、建設協力金や敷金、保証金等をファイナンス・リースの判定上どのように考慮すればよいのか。

#### 6. 残価保証の処理について（適用指針第 28 項）

残価保証がある場合、不足額の確定時に当該金額を損失計上する処理になっているが、発生の可能性が高い場合は、引当計上を行う必要があると思われる。  
このため、「確定」の補足説明として、引当計上の場合も追加してはどうか。

#### 7. 転リースについて（適用指針第 48 項なお書き、108 項）

転リースの取扱いについても、現行の『リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針』の記載を踏襲し、セール・アンド・リースバック取引に関する規定の中に入れて記載が行われている。

しかし、セール・アンド・リースバック取引とは関係なく、転リースを実施している企業も存在すると考えられるため、転リースに関する記載を独立してはどうか。

#### 8. 中途解約の規定損害金の処理について（適用指針第 56 項）

中途解約時の規定損害金の取扱いについて、分割回収するケースも考えられるが、その場合の B/S 計上科目や表示の考え方について追加解説してはどうか。

リース取引を主たる事業としている会社の場合は、営業債権の一部として取り扱うことになると思われるが、一般事業会社の場合は、貸付金あるいは未収入金、1 年ルールを適用すべきか否かという点が疑問点として生じると思われる。

また、少なくともリース契約が解約されてしまったのであるから、リース債権、リース投資資産とは区別した表示になると思われるが、明示がないため混乱が生じるとと思われる。

#### 9. 貸手の所有権移転ファイナンス・リースの再リースについて（適用指針 65 項）

貸手の所有権移転ファイナンス・リース会計処理において、再リースの規定が設けられているが、所有権移転ファイナンス・リースでは、リース契約終了時に、リース物件の所有権は借手に移転してしまうため、再リースは通常生じないと思われる。

リース契約終了時に、必ずしも所有権が、借手に移転しない「所有権移転ファイナンス・リース」が存在するとも読めるため、規定を設けている趣旨について、追加説明してはどうか。

#### 10. 適用初年度の影響額の算定について（適用指針 74、77 項）

特別損益として処理すべき変更による影響額が、適用初年度の期首までの当期純損益に係る累積的影響額となっているが、税引前当期純損益に係る累積的影響額なのではないか。

（特別損益に計上する金額のため、当期純損益影響額を記載することになると、税効果影響額も特別損益に計上することとなると思われる。）

#### 11. 借手が用いる割引率について（適用指針 88 項）

借手が、貸手の計算利率を知りえない場合に用いる、追加借入の合理的な利率について適用指針 88 項では、参照対象である「新規長期借入金利」と、「何時時点の」という時点概念のみが記載されているが、参照する新規長期借入金利とは、リース期間と同じものを使用するといった期間概念については触れられていない。

自明のものとして明示していないのかもしれないが、明示されていないために 10 年契約でも 5 年長期借入金利を使用する実務が出てこないとも限らないため、期間概念も加えてはどうか。

以 上